



**現行の保険証の新規発行・再発行がなくなります、  
お手元にある有効な保険証は、引き続き  
医療機関等の窓口で使用できます。  
マイナンバーカードを保険証としてご利用いただけます。**

## 国民健康保険医療の皆様

マイナ保険証利用登録しましたか？

はい

資格情報の  
お知らせをもらう

病院等を受診する  
際は必ずマイナ  
保険証を提示して  
ください。

※マイナ保険証の読み取りができない場合は、  
【①資格情報のお知らせ】と【②マイナ保険証】を  
窓口で提示することで受診できます。

いいえ

資格確認書をもらう

資格確認書を病院  
等の窓口で提示  
することで、受診  
できます。

## 後期高齢者医療の皆様

下記①～③の皆様は、マイナ保険証利用  
登録の有無にかかわらず、**資格確認書**を  
交付します。この資格確認書を提示する  
ことで、これまでと同様に保険診療が  
受診できます。

- ① R6.12.2以降75歳になる
- ② 住所や負担区分の変更があった
- ③ 現在有効の被保険者証を紛失した

※ただし、令和7年8月(年次更新)  
までの間の暫定的な運用です。

- マイナ保険証利用登録の解除についてはHPでご確認を！
- その他の詳しい情報は、随時HPでお知らせします。
- 社保や共済など、国保・後期以外の方は勤め先等へ連絡を。

お問合せ

国民健康保険課  
098-973-3202  
後期高齢者医療係  
098-973-3177